

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月10日
【発行者の名称】	株式会社孫の手 (Magonote Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦野 幸子
【本店の所在の場所】	群馬県太田市大原町156番地3
【電話番号】	0277-46-7010
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 斎藤 陽太
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年3月5日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
	名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社孫の手 https://magonote-inc.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期(中間)
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2025年9月
売上高 (千円)	1,991,068	2,099,969	2,390,184	1,302,145
経常利益又は経常損失(△) (千円)	145,000	△33,852	84,541	118,362
当期(中間)純利益又は当期 純損失(△) (千円)	111,654	△47,691	55,575	81,156
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
純資産額 (千円)	277,036	229,345	284,920	366,077
総資産額 (千円)	2,976,660	3,282,337	3,351,982	3,410,554
1株当たり純資産額 (円)	277.04	229.35	284.92	366.08
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利 益金額又は1株当たり当期 純損失(△) (円)	111.65	△47.69	55.58	81.16
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利 益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.3	7.0	8.5	10.7
自己資本利益率 (%)	50.4	△18.8	21.6	24.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	157,837	167,534	268,647	181,017
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△691,095	△402,330	△15,082	△131,218
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	449,260	191,327	△162,913	△91,722
現金及び現金同等物 の期末(中間期末)残高 (千円)	374,573	331,104	421,755	379,831
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	271 [58]	321 [50]	318 [61]	330 [75]

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載していません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
5. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載していません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第25期の財務諸表及び第26期(中間)の中間財務諸表について興亜監査法人の監査及び期中レビューを受けておりますが、第23期及び第24期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

発行者は、2001年2月群馬県みどり市（旧新田郡）において、訪問看護サービスの提供を通じたくさんの方々に心地良い想いを提供できる会社として、「有限会社ハッピーラブハッピー」の商号をもって設立し創業致しました。

その後、事業活動の範囲を通所介護施設、入居施設、居宅介護支援事業及びその他サービスにまで順次拡大し、ご利用者様とそのご家族お一人お一人に寄り添うまごころをもって、かゆいところに手が届く、きめ細やかなサービスを提供する会社として2005年10月に「株式会社孫の手・ぐんま」へと組織変更及び商号変更を致しました。2019年4月には、事業展開の範囲拡大に伴って再び商号の見直しを行い現在の「株式会社孫の手」に至っております。

創業以降の沿革詳細は次のとおりであります。

年月	概要
2001年2月	群馬県みどり市（旧新田郡）に、訪問看護サービスの提供を事業目的として、「有限会社ハッピーラブハッピー」を設立
2001年5月	群馬県太田市に「訪問看護ステーション 孫の手」を開所
2002年10月	群馬県太田市に「居宅介護支援事業所 孫の手」を開所
2003年12月	群馬県太田市に通所介護施設「デイホーム孫の手・おおた」を開所
2005年10月	商号を「株式会社孫の手・ぐんま」に変更
2007年7月	栃木県足利市に通所介護施設「デイホーム孫の手・あしかが」を開所
2009年9月	本社を「デイホーム孫の手・おおた」建物内に移転
2013年7月	群馬県前橋市に通所介護施設「デイホーム孫の手・前橋南」を開所
2015年1月	群馬県みどり市に「サービス付き高齢者向け住宅 人生の奥座敷孫の手、ショートステイ孫の手・かさかけ、デイホーム孫の手・かさかけ、ヘルパー孫の手」を開所
2016年12月	関係会社「株式会社孫の手しもつけ」を設立（2019年4月 当社に吸収合併）
2017年3月	群馬県前橋市に「訪問看護ステーション孫の手・前橋」を開所（2018年7月移転）
2017年4月	群馬県高崎市に通所介護施設「デイホーム孫の手・いいづか」を開所 栃木県宇都宮市に通所介護施設「デイホーム孫の手・宮ひがし」を開所
2017年11月	群馬県太田市に通所介護施設「デイホーム孫の手・こまいぎ」を開所
2018年4月	「デイホーム孫の手・宮ひがし」の同一敷地内において「訪問看護ステーション孫の手・うつのみや」を開所
2018年5月	「デイホーム孫の手・前橋南」の同一敷地内において「居宅介護支援事業所孫の手・まえばし」を開所（2018年7月移転）
2018年7月	群馬県前橋市に通所介護施設「デイホーム孫の手・あらまき」を開所。同一敷地内に「居宅介護支援事業所孫の手・まえばし」及び「訪問看護ステーション孫の手・前橋」を集約移転
2019年3月	群馬県みどり市ショッピングモールに介護保険利用前における後期高齢者などを対象とした健康増進事業「フィッタネス」を開所 「株式会社孫の手」に商号変更
2019年4月	群馬県高崎市に「居宅介護支援事業所孫の手・たかさき」を開所 「株式会社孫の手しもつけ」を吸収合併
2019年10月	栃木県栃木市に通所介護施設「デイホーム孫の手・とちぎ」を開所
2019年12月	「デイホーム孫の手・宮ひがし」の同一敷地内において「居宅介護支援事業所 孫の手・うつのみや」を開所（2022年9月閉鎖）
2020年8月	「フィッタネス」同敷地内に半日型通所介護施設「リハモール フィッタネス」を開所
2020年9月	群馬県太田市に通所介護施設「デイホーム孫の手・おおた」を同太田市内にて新設移転
2021年7月	埼玉県熊谷市に「デイホーム孫の手・めぬま」を開所
2022年4月	栃木県宇都宮市「デイホーム孫の手・宮ひがし」の同敷地内において難病特化型通所介護施設「ずっとホーム孫の手・宮となり」を開所

2022年9月	栃木県小山市に通所介護施設「デイホーム孫の手・おやま」を開所
2022年12月	栃木県佐野市に通所介護施設「デイホーム孫の手・さの」を開所
2023年6月	栃木県小山市「デイホーム孫の手・おやま」同敷地内に「訪問看護ステーション孫の手・おやま」を開所
2023年7月	群馬県太田市に難病特化型通所介護施設「ずっと孫の手・おおた」を開所 「訪問看護ステーション孫の手・こまいぎ」を同敷地内に開所 群馬県高崎市に難病特化型通所介護施設「ずっと孫の手・たかさき」を開所
2023年12月	群馬県伊勢崎市に通所介護施設「デイホーム孫の手・いせさき」を開所
2024年3月	「居宅介護支援事業所孫の手・たかさき」を「居宅介護支援事業所孫の手・まえばし」に統合し、 「居宅介護支援事業所孫の手・ぐんま中央」に名称変更
2024年10月	「ずっとホーム孫の手・宮となり」を「デイホーム孫の手・宮ひがし」に統合
2025年4月	栃木県栃木市に「居宅介護支援事業所孫の手・とちぎ」を開所
2025年9月	群馬県桐生市に高齢者向けフィットネス「シニアパークジム パンパカパーン」を開所

3 【事業の内容】

当社は、介護保険法に基づく在宅系事業（通所介護・訪問看護・訪問介護・居宅介護支援）、施設系事業（短期入所生活介護）、介護保険外の施設系事業（サービス付き高齢者向け住宅）、健康増進事業（シニアパークジム）及び生活支援事業（便利屋）を展開しております。

なお、当社は介護サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

(1) 当社の各事業の内容

(介護保険在宅系事業)

① 通所介護

通所介護とは、介護や医療ケアが必要になった介護保険利用者に当社施設に送迎しお預かりし、健康状態の確認、入浴・食事・排泄の介助、機能訓練、レクリエーション、生活相談などを行う介護サービスです。介護職員の他、看護師、生活相談員、機能訓練指導員などの職員が配置されています。

当社の施設では、2018年に新たに創設された共生型サービスの提供（同一施設内における介護保険サービスと障害福祉サービスの提供）も行っています。

② 訪問看護

訪問看護とは、看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが配置され、利用者の自宅を訪問し、その方の病気や障がいに応じた医療管理やリハビリなどを行うサービスです。利用者が自宅やその地域で安心して暮らしていくよう、主治医の指示書に基づく医療処置やリハビリ等を行うことで、利用者の健康状態の悪化防止、回復、予防を図ります。また、主治医やその他医療専門職と連携を図りながら、疾患により余命わずかとなったご利用者様が、住み慣れたご自宅で少しでも穏やかに最期のときを過ごせるよう身体的・精神的に負担のないケアを行う「ターミナルケア（終末期医療）」も行っております。

③ 訪問介護

訪問介護とは、有資格者のホームヘルパーが要介護者の自宅を訪れ、入浴、排泄、食事等を介助する「身体介護」や調理、洗濯、掃除等の家事といった「生活援助」等を行う介護サービスです。要介護認定をうけた高齢者が、住み慣れた自宅で少しでも自立した生活ができるように暮らしをサポートすることを目的としています。また、同居していない利用者家族にかかる負担の軽減にもつながっています。個人の自宅のみならず、サービス付き高齢者向け住宅などの介護保険指定施設以外の施設でのサービス提供も可能です。

④ 居宅介護支援

居宅介護支援とは、介護を必要とされる方が、在宅生活を送るうえで一人一人にあった介護サービスが適切に利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、ケアプランに基づいた介護サービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

(介護保険施設系事業)

短期入所生活介護

短期入所生活介護とは、自宅での生活が難しくなり介護や医療などの支援が必要な利用者が短期間だけ施設に入所・宿泊して、日常生活全般にかかる介護を受けるサービスのことです。在宅系の利用ニーズに加え、利用者家族の介護負担軽減や突如、家族が利用者を見られない状況（冠婚葬祭など）などにお預かりするなどを目的に、介護保険法上で定められている最大利用日数制限を超えない範囲（1日から30日まで）で、短期間・複数回の宿泊が可能です。

(介護保険外施設系事業)

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、国土交通省管轄である高齢者の住居の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づき、高齢者が暮らすのにふさわしい設備を備え、見守りサービス（安否確認など）の基準を満たした高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まいです。

(介護保険外健康増進事業)

シニアパークジム（パンパカパーン）

主に60歳以上を過ぎた方々を対象に行っている元気高齢者を対象とした健康増進事業です。認知症予防、フレイル予防、生活習慣病予防を目的として、運動と脳トレを組み合わせたプログラムを提供しております。

(介護保険外生活支援事業)

便利屋（すけっと孫の手）

当社事業の利用者を主たる対象者として、介護保険の適用外での困りごとをよろず請負的に、さまざまな雑事を受託・代行するサービスです。具体的には、家庭内の掃除、障子・襖・網戸の張替え、模様替え、庭木の剪定・除草、買い物代行等多岐にわたる雑事を受け付けております。これにより、高齢の方々が日常的に抱えている介護保険適用外の一気通貫でお応えできることを目的としています。

なお、当社の事業に対する法規制上の指定・監督の状況は以下のとおりであります。

都道府県・ 政令指定都市・中核市が指定・監 督を行うもの	◇居宅サービス（介護給付 要介護1～5） <ul style="list-style-type: none">・訪問看護・訪問介護・通所介護（デイサービス介護保険）・共生型 生活介護（デイサービス障害福祉）・短期入所生活介護（ショートステイ）
	◇介護予防サービス（予防給付 要支援1・2） <ul style="list-style-type: none">・第一号訪問介護・介護予防訪問看護・第一号通所介護（デイサービス）・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
市区町村が指定・監督を 行うもの	◇居宅介護支援 <ul style="list-style-type: none">・地域密着型通所介護（デイサービス）
介護保険以外	<ul style="list-style-type: none">・サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の住居の安定確保に関する法律の規定に基づき、設置にあたっては都道府県知事等への届け出が必要・シニアパークジム・便利屋事業

(2) 当社の事業拠点所在地と事業拠点数

当社では、群馬県及び栃木県を主な地盤として介護サービス拠点をドミナント展開しております。事業区分別の事業拠点数は、下表のとおりであります。

2025年9月30日現在

区分		事業拠点数	
介護保険事業	在宅系事業	通所介護	15
		訪問看護	5
		訪問介護	1
		居宅介護支援	3
介護保険外事業	施設系事業	短期入所生活介護	1
		サービス付き高齢者向け住宅	1
	健康増進事業	シニアパークジム（パンパカパーン）	1
	生活支援事業	便利屋（すけっと孫の手）	1
合計		28	

(3) 事業の特徴

(ア) 各事業の特徴

①通所介護（効率的な出店計画）

当社の通所介護事業所は、「家と通所は一体に」、「脱介護施設」をコンセプトとして、建築業者と一から設計しております。利便性は担保しながらも五感を刺激する建物作りを基本方針としております。各事業所所在地における地域の特産物（宇都宮市であれば大谷石など）を建築に取り入れるなど、親近感を湧かせ、視覚でも飽きぬよう、部屋ごとに内装材、照明器具、造作家具・テーブルなどあえて不均一化しています。また、アクティビティーを充実させるため、陶芸窯やベーカリーなどを設置し、非日常的な楽しみを提供しています。さらに昭和40年代の家庭用品や看板などを設置し、回想法による認知症予防に役立てております。

その他、送迎車には、事業所案内ステッカーを貼らず、ストレスなく行き帰りできるよう配慮しています。リハビリでは、通所介護事業所には珍しいリハビリ専門職（理学療法士等）を常勤配置し、障害や疾患特性に合わせた個別リハビリテーションを提供しております。入浴サービスにおいては、衛生面やプライバシーに配慮した個室の脱衣室、個浴槽を全箇所設備し、個別にお湯をはりかえ、職員が1対1のサービス提供をしております。食事提供は、プラスチック容器などは使用せず陶器で提供し、さらに直接調理を取り入れ、美味しい食事提供を重視しております。

当社通所介護施設15拠点のうち10拠点は、2018年に新たに創設された共生型通所介護を取得し、同一施設内で介護保険サービスと障害福祉サービスの提供も行っており、特別支援学校を卒業した19歳以上の障害福祉の方や介護保険の枠外である脊髄損傷者や難病者などの受け入れをしております。利用者を限定せず、需要の幅を広げています。

②訪問看護（24時間365日体制・広範囲な訪問エリア）

当社の訪問看護事業の基本方針としては、看護師のみならずリハビリ専門職（理学療法士等）も配置し、2職種連携体制としております。全5拠点において、夜間や早朝にも緊急の問い合わせがあった際に即座に対応できるようオンコール担当者を配置し、24時間365日の体制でご利用者を支えております。特に、ターミナルケア（終末期医療）の必要なご利用者の受け入れも積極的に行っております。利用者の状態変化に柔軟に対応できるよう、また、広範囲に受け入れられるよう人員体制の大規模化を図っております。そのため、過疎地域などへのサービス提供も可能であり、全拠点間の連携も行い、各拠点限界エリアもカバーして訪問にあたることができます。

③サービス付き高齢者向け住宅・短期入所生活介護・訪問介護（同一敷地内でサービス提供）

同一敷地内に統一感のある建物配置となっております。約1,000坪の敷地に平屋は通所介護施設と訪問介護事業所、隣接で2階建ての1階に短期入所生活介護事業所20床、2階にサービス付き高齢者向け住宅30床を運営しております。施設感を出さず、一見、和風旅館を思わせるような外観であり、玄関エントランス、各居室なども自宅を意識して建築しております。ほぼ、地域の住民の方が利用され、ご家族が気軽に立ち寄れる雰囲気作りをしており、信頼関係構築がしやすい環境です。かかりつけ往診医と、当社訪問看護事業所の24時間体制と連携し、看取りまで安

心の終の棲家として社内外で連携しております。また、日中の時間帯は隣接の当社通所介護事業所の利用も可能です。生活援助は、当社訪問介護事業所が介入し、サービス提供しております。

1階の短期入所生活介護事業所は介護保険サービスであり、入居待ちをしている方々の受け入れや、2~3泊などで家族介護支援をしております。当該地域では短期入所生活介護事業所が少ないため、多くの需要があります。

④シニアパークジム（パンパカパーン）

2025年9月に前身のフィッテネスを統合し、プレ介護層（主に60歳以上）をターゲットとした健康増進事業です。4人に1人となるとも言われる認知症は、今後の国を挙げての課題です。フレイルや生活習慣病、社会交流の喪失などが要因になりうることから、筋力トレーニングマシンのみならず、デュアルタスク（脳トレ+運動）を取り入れ数人制で行う運動、絵手紙などの創作活動、計算や空間認知などを学習するスペースなどを設けて、頭・心・体づくりを目的にしております。さらに会員同士の交流を目的にランチ会や小旅行などの企画、勉強会なども開催しております。明るく会員同士が称賛する声が聞こえる公園をイメージして、屋号を「パンパカパーン」としました。

（イ）効率的な出店計画及び各事業間協働による相乗効果

通所介護事業所の出店計画として、出店予定区域の人口構成や競合他社の状況等の市場調査を行った上で訪問看護事業所と組み合わせ、10万人都市に一拠点の出店を基準に計画しております。主な理由としては、商圏人口が多いため新規顧客の獲得が容易であることや将来的にも人材確保がしやすいことがあげられます。これまで各事業所間の距離が車両で30分程度の範囲でドミナント式展開をしております。当社施設間連携にて均一なサービス提供と、人員配置などの効率化が図られています。通所介護事業所においては、ハード面、ソフト面において特徴のある施設を運営することにより出店地域の同業他社施設との差別化を図っております。また、土地や駐車場賃貸の効率上、さらに入員相互の連携を踏まえ、訪問看護事業所の併設を通所介護事業所3拠点間に1事業所程度、開所検討しております。訪問看護エリアの拡大を図りながら、訪問看護を分割出店、サテライト運営なども検討しております。訪問看護の地域で認知度を上げた後、通所介護事業所を出店することもあります。

できるだけ住み慣れた自宅で生活が続けていけるよう、健康増進事業で介護予防、介護保険サービスが必要となった際には、ケアマネジャーによる居宅介護支援サービス、そして必要であれば訪問系・通所系・入居系サービスと連動して在宅生活支援を構築できる流れを作る方針です。プレ介護層からお看取りまで通貫したサービス提供の構築を目指しております。

（ウ）自社開発のITシステムを活用した業務効率化と将来の展望

当社では介護のIT化を推進するためにシステム部門を設置しております。介護事業は対人サービスであることから多様な情報共有が必要であるため、現場職が正確な情報管理と効率化が図れることを目的として、顧客情報管理や介護保険帳票に連携したアウトプットがなされるシステムを2014年に自社開発し、以降バージョンアップを図っております。これによる残業時間の軽減、心理的負担の軽減、行政への信頼性の向上に寄与することも開発目的の一つとしております。多くの地域へ個人が出向く訪問看護事業においては、社用携帯の貸与とともに訪問先などで、社内情報共有システムや帳票管理システムを活用できることで、出先での記録や報告などが効率的かつ迅速に動くことができるようになっております。通所介護事業所においても自社開発による帳票管理ソフトを運用している他、検温システムの測定記録を各利用者の帳票記録にシステム連携させる等、業務効率化を図り、介護サービスに集中できるようなIT化を創造しております。

また、現在、産学連携によるAIカメラシステムの共同開発などを行っており、介護現場が求めるICT化施設の建築を目指しております。

（エ）充実の人材育成制度と人材確保施策

①マネジメント力を重視した昇進制度

当社では、努力と成果を重視した評価・昇進制度を運用し、成長意欲のある社員なら誰でも昇進できる制度を整えております。医療職、介護職、相談職、事務職と専門分野に分かれた社員が共同でサービスを提供する業種ですが、縦割りとなりケアスタッフが会社組織運営に携わるようなビジョンを描けないという要素が多分にある業界です。しかしながら、人が人をまとめるのであり技術が技術者をまとめるではありません。人間力、社会人力、専門力を備えたマネジメント能力取得を根拠に昇進を推奨しています。会社独自に作成した評価シートにより、段階的な成長指標を設け、3か月に1度の自己評価を通じて課題を明確化しています。また、半期に一度管理者からフィ

ードバックを受ける機会があります。職種、経験値問わずに昇格昇進できる制度は、技術提供のみが作業化しやすい日常の中で、社員の成長意欲に貢献していると考えています。今後は技術職に特化した昇進制度の整備やアイデアの事業化など、最適な成長環境を整備する考えです。

人材確保では、在宅分野未経験の医療職、未経験介護職も受け入れ、入社後は体系的な育成プログラム（基礎研修：在宅医療・介護の制度・倫理、記録・情報共有、感染予防、緊急時対応／技術研修：医療的ケア手技、リハビリ評価と計画、口腔・嚥下支援／OJT：先輩職員の同行、症例カンファレンス、振り返り面談）を実施します。求職者を幅広く受け入れ、人材確保に柔軟性を持たせています。

②ライフステージに沿った柔軟な勤務体系

当社では、様々なライフステージに沿った柔軟な勤務体系を取り入れています。職制は正社員・準正社員（時短でありながら固定給）・パートタイマーの3種類があります。正社員として入社し、産前産後に育児休暇を取得、その後はお子さまの保育園時間に合わせて1日6時間勤務の準正社員へ移行も可能です。逆に、準正社員として入社し、お子さまの成長に合わせて正社員へ登用された例もあります。パートタイマーから準正社員など、家庭環境やご自身のご希望に応じて職制を選択できます。育児休暇取得率は100%で、育児休暇後の復帰率は90%です。女性雇用の多い業種であり子の病気休暇、その他、家族の諸事情などの相談に応じ、働き方を変えられる柔軟さがあります。2017年1月から2021年1月の間の従業員定着率は5%の上昇となっています。また有給休暇を1時間単位で取得でき、子育て世代には喜ばれています。急な子供の発熱による休暇取得も適宜、休暇を取りやすい社風であり、職員同士のチームワークを重視しているからこそできうることであると考えます。

（才）高品質のサービス提供

①利用者満足度に注視したサービス提供

当社が掲げる高品質とは、専門職が技術提供することは通念ですが、そこにサービス提供者としての人となりを加えた概念からきています。「専門的技術を提供し効果をあげ、利用者様に満足感を与える本物の介護を提供します」を追求しています。資格や経験値、技術面は基本的に必要になるのですが、その基礎には人間力や社会人としての資質が土台になっていると人材を定義しています。利用者満足度には、設備やサービス内容は重要ですが、対応社員が発する言葉や接遇は大きな影響を与えます。その部分はチームワーク形成にも大きく影響を及ぼします。プロの専門家として、専門技術のみならず対人への対応力を重要視して人材育成の方針としております。

②医療職の多さを活かした専門性の高いサービス

当社は全職員の約半数が医療職（看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、はり師・きゅう師等）で構成され、すべての事業所に有資格者を数名配置しています。利用者の疾患特性と希望に応じ、医療的ケアおよびリハビリテーションを個別計画に基づき提供します。

通所介護事業所は、定員により規模区分されていますが、当社は定員30名程度の「通常規模」、もしくは定員50名の「大規模Ⅰ・Ⅱ」を取得しています。この包括化により売上を安定的に確保でき、法定基準を上回る看護職・リハ専門職等の人員配置を可能にしています。小規模運営は利用者数の変動による影響が大きく、売上に対する人件費率が高止まりしやすい一方、当社は大規模型の運営によって規模の経済性を活かし人件費率を適正化しつつ、多職種を十分に確保・配置する体制をとり、取得困難な加算を取得することで1件単価の上昇に好影響をもたらしています。

訪問看護でも看護師だけでなくリハビリ専門職を配置し、看護とリハビリを連携提供することで効果を更に向上させることができ、安定的な経営が可能です。この体制により、訪問看護及び通所介護において、要支援・要介護1～2を含む「軽度者」への予防的支援に加え、医療依存度の高い利用者（例：経管栄養、吸引、在宅酸素療法、褥瘡管理、気管切開カニューレ管理、透析後ケア等）への対応が可能です。

また医療職層の厚さを活かし、高齢者分野にとどまらず障害児・障害者支援にも対応しています。通所領域では共生型通所介護の取得・運営が可能であり、指定難病等の進行性疾患（例：筋萎縮性側索硬化症〈ALS〉、脊髄小脳変性症、筋ジストロフィー、多系統萎縮症、進行性核上性麻痺等）への対応も可能です。国の推進する中重度者向けの対応を注視して運営しております。

③利用者目線のサービス提供

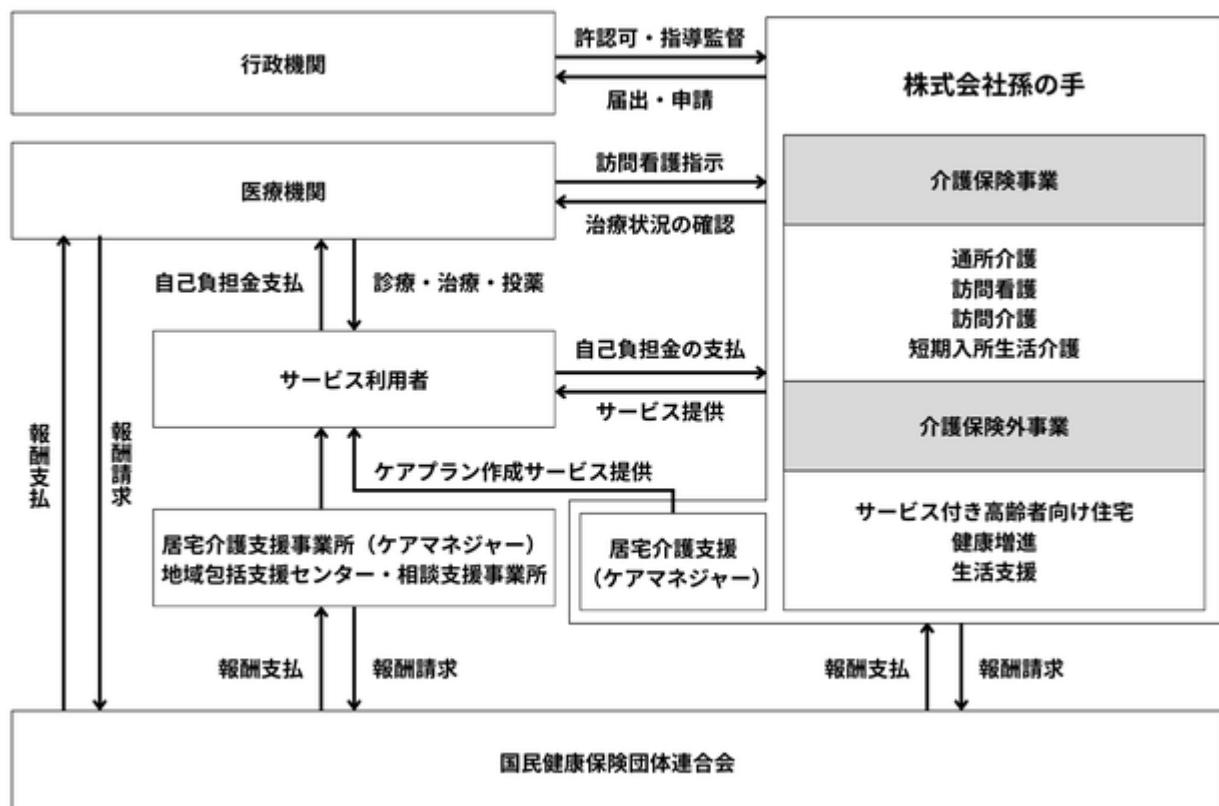
一般的な通所介護事業所では、送迎、リハビリ、入浴、昼食・おやつの提供、レクリエーションなどのサービスが行われています。これらを職員の業務効率を優先して提供しようとすると、どうしてもサービスは単純化・効率化されがちです。一方で、利用者様が求めているのは、一人ひとりの状態や希望に応じたサービスです。そこで当

社では、あえて効率だけを追求するのではなく、利用者様の目線に立った設備づくりや職員の対応を考案しています。その結果、個別脱衣室・個別浴槽での入浴対応、集団のみではない個別リハビリの実施、広いプロアスペースの中にあえて小部屋を設けることで、利用者様の居場所の自由度を高めています。業務効率の面では非効率な部分もありますが、職員もこの方針に共感し、利用者様本位のサービス提供に努めています。

(カ) 徹底した感染対策

介護業界においては、昨今の新型コロナウイルス流行も含め高齢者や持病のある方など、感染症等に罹患すると比較的重症化しやすい傾向にある方にご利用いただいているという点で、感染症とは切っても切り離せない関係にあります。そこで当社は、利用者へのマスク着用の徹底、手消毒はもちろん、施設や送迎車両を含む施設物品の定期消毒、定期換気、各ご利用者様に関わる度に行う1ケア1消毒の実施を行い、テーブル卓上パネルを常時設置、次亜塩素酸噴霧器の設置、ペーパータオル設置を行っています。さらには、感染者発症時の動線分離の訓練なども行い、万事に備えております。社員の健康管理では、朝の検温はもちろん体調不良者は即時帰宅にて受診、家庭環境の共有など、自覚を持ち業務にあたっております。

(キ) 事業系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
334 [77]	43.8	3.6	3,738

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 当社は、介護サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第25期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、円安の影響による資材・エネルギー価格の高騰及びインフレの長期化が懸念され、経済情勢は依然として先行き不透明な状況が続いております。介護業界においては、高齢化の進行により80歳以上人口が増加したことと併せ、介護需要が高まりました。また、2024年度介護報酬改定は全体でプラス改定となりましたがBCP策定義務化等、事業者として対応すべき項目も増えております。介護人材不足は依然深刻であり、賃金改善に加えICT活用による業務負担軽減や職場環境改善が喫緊の課題となっています。

このような状況のもと、当社は「人生楽しむべし」を経営の基本理念として、当社と関わる全ての人が生きることを楽しいと思える社会づくりを目指しております。

当事業年度においては、ご利用者様の利便性向上を目的として、2024年10月1日に宇都宮市のデイホーム孫の手・宮ひがしとずっとホーム孫の手・宮となりを統合する他、既存施設の収益性の向上に注力しました。その結果、当事業年度の業績は、売上高は2,390,184千円（前期比13.8%増）、経常利益は84,541千円（前期は経常損失33,852千円）、当期純利益は55,575千円（前期は当期純損失47,691千円）となりました。

なお、当社は介護サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

第26期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間の国内経済は、底堅い個人消費やインバウンド需要の回復に支えられ緩やかな持ち直しが続いた一方、原材料・エネルギー価格の上昇、人手不足、為替変動や海外情勢の不確実性により、先行き不透明な状況が続きました。当社が属する介護業界においては、令和7年版高齢社会白書が示す65歳以上人口比率29.3%という過去最高水準を背景に需要は底堅く推移する一方、人材の確保・育成と生産性向上が引き続き重要な経営課題となっています。

当社は「人生楽しむべし」を基本理念に、既存施設の稼働率向上と計画的な採用・定着に取り組むとともに、中期経営計画に基づく新規拠点の開設準備を進めました。その結果、当中間会計期間の業績は、売上高1,302,145千円、経常利益118,362千円、中間純利益81,156千円となりました。

なお、当社は介護サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第25期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の期末残高は421,755千円（前事業年度は331,104千円）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは268,647千円の増加（前事業年度は167,534千円の増加）となりました。収入の主な内訳は、税引前当期純利益84,541千円、減価償却費224,195千円によるものであります。支出の主な内訳は、売上債権の増加59,711千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは15,082千円の減少（前事業年度は402,330千円の減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出14,240千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは162,913千円の減少（前事業年度は191,327千円の増加）となりました。これは主に長期借入れによる収入80,000千円及び長期借入金の返済による支出180,059千円、リース債務の返済による支出62,854千円によるものであります。

第26期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の期末残高は379,831千円（前事業年度は421,755千円）となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは181,017千円の増加となりました。収入の主な内訳は、税引前中間純利益120,687千円、減価償却費114,515千円によるものであります。支出の主な内訳は、売上債権の増加19,874千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは131,218千円の減少となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出127,655千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは91,722千円の減少となりました。これは主に短期借入れによる収入40,000千円及び長期借入金の返済による支出91,262千円、リース債務の返済による支出40,460千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

第25期事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
介護サービス事業	2,390,184	113.82
合計	2,390,184	113.82

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
群馬県国民健康保険団体連合会	1,185,166	56.44	1,325,381	55.45
栃木県国民健康保険団体連合会	483,762	23.04	566,784	23.71

第26期中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
介護サービス事業	1,302,145	—
合計	1,302,145	—

(注) 1. 当社は2025年3月期においては中間財務諸表を作成していないため、前期増減比率を記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
群馬県国民健康保険団体連合会	702,077	53.92
栃木県国民健康保険団体連合会	314,095	24.12

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。当社事業に関連した課題は下記のとおりであります。

(1) 人材の確保、育成、および働きがいのある職場環境の構築

介護サービスの品質は、従業員一人ひとりの専門性とホスピタリティに大きく左右される一方、介護業界全体が慢性的な人材不足という構造的課題に直面しております。

当社は、この課題を克服するため、従業員の待遇改善、キャリアパスの明確化、およびICT/DX技術の積極的な導入による業務効率化を進めてまいります。また、多様な人材の確保に向けて、優秀な介護人材の育成・活用にも積極的に取り組むことで、安定したサービス提供体制を構築し、働きがいのある職場環境を創出してまいります。

(2) サービス品質の追求と、競争環境におけるブランド力の確立

介護市場における過当競争に対応するため、当社は「孫の手」ブランドの専門性と独自性をさらに高めてまいります。既存の訪問介護、訪問看護、訪問リハビリといった中核事業において、専門資格を持つ人材の配置を強化し、他社にはない質の高いサービスを提供することで、地域におけるブランドイメージを確立します。また、介護保険制度に依存しない自費サービスの拡充、およびM&Aを活用した戦略的な事業規模の拡大により、収益源を多角化するとともに、市場での競争優位性を確立してまいります。

(3) 収益性の向上と、持続的成長のための経営基盤の確立

介護報酬が公定価格であるという業界の特性を踏まえ、安定的な収益構造を確立することが重要であると認識しております。当社は、ICT/DX技術の導入による徹底したコスト効率化と、介護保険制度外サービスの拡充による収益ポートフォリオの多角化を推進します。これにより、社会情勢や制度変更による経営リスクへの耐性を高め、持続的な成長を可能とする強固な経営基盤を確立してまいります。

(4) 自己資本比率の向上

財務上の課題として自己資本比率の向上が必要と考えており、有利子負債を圧縮することによる総資産の軽減に取り組み、併せて戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行い、着実な利益拡大により自己資本比率の向上を図ります。

(5) コーポレートガバナンス体制の継続的な強化

TOKYO PRO Marketへの上場を機に、当社は社会的な信用を高め、企業価値向上を加速させてまいります。これに伴い、経営の透明性と健全性を確保するため、法令遵守体制の徹底、情報開示体制の整備、および内部管理体制の継続的な強化を図ってまいります。

J-Adviserや監査法人との緊密な連携を維持し、上場企業としての社会的責任を果たすべく、常にガバナンスの向上に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財務状況及び投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようないわゆるリスクがあります。また、当社として必ずしも事業上のリスクとして考えていない事項についても、投資者の投資判断、あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業に係る法的規制に関するリスク

①法的規制について

当社の主要な事業である介護サービス事業のうち、介護保険法上の通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護等のサービスが、当社の売上高の大部分を占めるため、当社の事業は介護保険法の影響を強く受けることとなります。

介護保険法に基づく介護サービスを行う際には、事業所としての指定を都道府県知事や市区町村長から受ける必要があります。また、その指定に基づいて、サービス毎に定められた事業の人員配置基準、設備及び運営に関する基準、並びに労働法規（労働基準法及び最低賃金法等）を遵守する必要があります。介護保険法第77条等において、指定基準等未充足や介護報酬の不正請求等指定の取消事由に該当する場合に指定を取り消すことができる旨が規定されております。この基準並びに労働法規を遵守することができなかった場合やサービス費を不正に請求した場合、指定の取消又は停止処分を受ける可能性があります。また、事業所の指定取消処分がなされ、その理由となった不正行為に対して事業者（法人）の組織的関与が認められた場合に至っては、連座制として指定取消処分の効果はその法人全体に及び、当該事業者は同一のサービス類型の他事業所についても新規指定や更新を受けることができないものとされています。

具体的なサービスと根拠法令、主な指定・登録取消事由については下記の通りです。

サービス種類	根拠法令	指定の有効期間	主な指定・登録取消事由
通所介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
介護予防・日常生活支援	介護保険法	6年間	介護保険法第115条の45の9（指定事業者の指定取消し等）
共生型生活介護	介護保険法 障害者総合支援法	6年間	介護保険法第77条、障害者総合支援法第50条
訪問看護	健康保険法	6年間	健康保険法第95条（指定訪問看護事業者の指定の取消し）
	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
居宅介護支援	介護保険法	6年間	介護保険法第84条（指定の取消し等）
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法	5年間	高齢者住まい法第26条（登録の取消し）
短期入所生活介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
訪問介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）

当社では、介護保険サービスを提供するうえで、運営本部内における業務管理専任者を中心とした業務管理体制の中で事業所の運営体制を常時指導・監督するとともに、各種マニュアルの整備及び研修を充実させることで管理体制の強化や教育の徹底を行い、適切な事業経営に努めております。また、当社総務部を中心として各事業所における労働法規の遵守に努めております。当社では今現在、これらの基準をすべて満たしており、各事業で許認可等取消や営業停止など、事業の継続に支障を来す要因は発生しておりません。

しかしながら、一部の事業所において指定の取消又は停止処分を受けた場合、事業活動に重大な影響を及ぼし当該事業所の収益が減少する可能性があります。さらに連座制が適用された場合には、当該サービス類型の事業所の新規

指定及び更新を受けられず、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②介護保険制度の改正について

介護保険制度は、2000年4月に介護保険法が施行されて以降、3年ごとに改正が行われており、それに合わせて介護報酬の改定も行われてきております。

直近においては2024年4月及び6月に介護報酬改定がなされ、介護保険制度の持続可能性確保、地域包括ケアシステムの深化、そして深刻な人手不足に対応するための介護人材の確保・処遇改善が主要な論点となりました。具体的には、感染症や災害発生時の対応力強化を目的とした業務継続計画（BCP）の未策定期事業所に対する減算措置が導入されるとともに、介護情報システムの活用を通じた科学的介護の推進、そして処遇改善加算の一本化による柔軟な賃金配分が可能となりました。また、財務諸表の公表が義務付けられるなど、事業運営の透明性強化が求められています。

当社はこれらの改定内容を包括的に分析し、既にBCPの策定、高齢者虐待防止措置の徹底、ICT活用による業務効率化、および処遇改善加算の一本化に対応した人材投資計画の策定を進めており、事業運営に大きな影響は受けしておりません。将来的な制度改革に備え、継続的な経営効率化とサービス品質の向上に取り組んでまいります。

介護サービスに係る単位数、地域区分による一単位の単価及び一人当たりの支給限度額等については、介護保険法及びその他の省令により定められているため、その変更等は当社の収益性に影響を与える可能性があります。さらに、高齢化に伴い年金・医療・介護等の社会保障財政に問題が生じ、ご利用者様や介護サービス事業者に不利な制度改革が行われた場合には、利用者数や売上単価の減少によって当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）業界環境に関するリスク

①他社との競合について

日本においては、今後更なる高齢化に伴い介護サービスの需要が高まると同時に、同業他社の事業拡大や異業種からの介護事業参入が引き続き増加することが予想されます。当社は、進出地域でのドミナント展開により施設系サービスと在宅系サービスをワンストップで提供しておりますが、当社が事業展開している地域において、当社介護施設の近隣に類似するサービス事業者が参入してきた場合、利用者数の減少や価格競争の激化により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②今後の事業展開エリアについて

当社では、群馬県を起点に、現時点においては栃木県および埼玉県北部におけるドミナント展開を推し進めており、今後もその展開エリアの拡大に取り組む方針です。しかしながら、当該地域の経済状況及び財政の悪化、人口の減少、人口動態の変化（少子高齢化）による労働力不足等が起こった場合には、利用者数の減少による収益の減少及び介護サービスの継続的提供が困難となります。また、新規開設エリアの市場調査において当社の開設基準に達しない物件や事業展開エリアとしては適当でないと判断した場合は開設計画を中止することになります。

また、2006年4月1日に施行された改正介護保険法では施設開設における総量規制（各自治体において介護保険事業計画に定めた定員数に既に達しているか、又は当該申請に係る指定によってこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等を拒否できること）が取り入れされました。当社は各行政のニーズや動向を、担当者が常日頃から各自治体との交流をはかりながら把握するよう努めておりますが、総量規制のため新しい施設の開設が難しくなった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（3）事業内容に関するリスク

①人員確保に関するリスク

当社は、更なる高齢化の進展に伴う介護サービスの需要増を事業拡大の機会と捉えており、既存事業所におけるエリアの深耕及び新規エリアへの進出を行う積極的に行っていくことを計画しておりますが、既存の事業所の規模拡大や新しい事業所の開設に対応するためには、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士等の専門資格取得者の継続的な確保が必須となります。

入社時の研修や職務別研修など従業員のスキルアップをサポートする仕組みによって、従業員満足の向上と人材育成の強化によるサービスの向上に取り組んでおります。

しかしながら、昨今の生産人口の減少に伴い、今や介護業界全体では慢性的な人手不足となっており、今後十分な

人員確保が困難となる場合には、現在提供しているサービスを維持することができなくなり、既存事業所の運営や新規事業所の出店に支障をきたし、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②安全管理及び健康管理について

当社の提供する介護サービスの利用者は、主に要介護認定を受けた高齢者若しくは障害者であり、ご利用者様の転倒事故の発生や状態急変といった体調悪化の危険が高いものと考えられます。また、感染症等が流行した場合には、ご利用者様の体調悪化等によりサービスの提供を中止しなければならない状況が生じるおそれがあるほか、スタッフが感染した場合には稼働が不可能となる状況が生じるおそれがあります。当社では、介護サービス手順のマニュアルによる標準化や社内研修の充実により、事故の発生防止や感染症の感染・拡大の防止、ご利用者様の状態急変等の緊急時対策について積極的に取り組んでおりますが、万一サービス提供時に事故等が発生し、又は感染症が拡大し、当社の責任が問われた場合には、当社への信用が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③自然災害と災害発生時の対応について

当社で運営する施設や事業所においては、地震や水害等の大規模な自然災害及び火災等不測の災害が発生した場合に備え、各所においてBCP（事業継続計画）を策定しております。しかし、万一災害等が発生した場合、業務を停止しなければならない状況が想定されます。また、入居施設におけるご利用者様は主に要介護認定を受けた高齢者であるため、災害発生時に避難させることが困難となる危険性を有しております。当社では、災害時マニュアルを作成し周知徹底するほか、防火管理者等を選任し避難訓練や防火訓練を実施する等火災の予防や被害発生の最小化に努めています。しかし、万一災害等が発生し、建物・設備が損傷してその修復に多大な費用や時間が必要となった場合、あるいは、救助中による怪我等、ご利用者様に被害が及ぶことで当社の責任が問われ信用が低下した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④個人情報管理及び情報セキュリティについて

当社が提供しているサービスは主にご利用者様個人を対象としているため、当社のスタッフは、ご利用者様本人の既往症や病歴などを含む個人情報はもちろん、そのご家族等を含めた様々な個人情報に接することになります。これらの情報は、その機密保持について十分な配慮をしなければならないと認識しております。

また、事業遂行にあたり、ステークホルダーに関する様々な情報も有しております。そのため経営上の内部情報の管理方法についての教育を実施するほか、個人情報の適正な取得及び厳重な管理を行うために「個人情報取扱規程」を制定し、職員に個人情報の取り扱い方法を周知徹底させるとともに、「情報システム管理規程」を制定し、適正な水準の情報セキュリティを維持し、個人情報の漏洩防止に取り組んでおりますが、万一情報の漏えいが発生した場合には、情報管理に関する法的責任を問われる可能性や当社への信頼性が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤食中毒・その他の感染症リスクについて

当社が運営する施設では、日々ご利用者様に食事を提供しておりますが、一部の施設を除き、業務委託した専門の食事提供業者が厨房の整理・整頓、食材の安心安全な調達・調理に取り組んでおります。また、換気、手洗い、除菌システム、手指消毒、パネル設置、三密防止等あらゆる感染予防措置を講じておりますが、万が一、施設内で喫食したご利用者様の中から食中毒が発生したり、ご利用者様や職員の間で新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルス等の集団感染が発生した場合には、営業停止等の行政処分や風評リスクによる顧客離れ等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥その他の法改正について

当社の主力事業である通所介護事業及び訪問看護事業は労働集約型の事業であり、「労働基準法」の改正による影響を大きく受けるものであります。また、サービス付高齢者向け住宅事業は、「高齢者住まい法」、「老人福祉法」等多岐に渡るため、関連法令の改正に伴い、行政から何らかの指導を受ける事態が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦感染症について

当社は感染症の流行に備え感染対策本部を設置し、サービスのご利用者様及び職員の安全と健康の確保や事業遂行の継続、事業継続リスクへの備え等を、感染拡大の状況や政府・地方自治体の要請等に応じて対応しています。現在において当社では感染症の蔓延はありませんが、施設内で集団感染が発生した場合には、当社の信用が低下し、施設の稼働率が下がることが考えられます。また、感染症に対する予防の観点からデイサービスなどの通いサービスを中心に、ご利用者様が利用を控える可能性があります。今後も感染拡大の状況や期間により、当社の財政状態及び経営

成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧特定経営者への依存リスクについて

当社の代表取締役社長である浦野幸子は、当社の創業者であり、創業以来、当社の経営方針、経営戦略、事業戦略等の策定・実現に重要な役割を担っております。

当社は、事業規模の拡大に応じた権限移譲や組織体制の強化を通じて、浦野幸子に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、万一、浦野幸子による職務の執行が困難となるような事態が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨労務問題について

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。入社時の研修や職務別研修など従業員のスキルアップをサポートする仕組みによって、従業員満足の向上と人材育成の強化によるサービスの向上に取り組んでおります。しかしながら、今後の労働条件の見直しが行われる中で労使の意見が相違した場合には、円滑な折衝を行えるように協議委員会等を設置して対応する必要があります。また、今後の労務関連の法令や労働条件の見直しに対応する場合、人件費や付随する経費の増加となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）その他のリスク

①風評等の影響について

当社の事業は、ご利用者様及びそのご家族様のみならず、地域住民の皆様や介護に係る方々からの信頼の下で成り立っております。社員には常日頃から経営理念を浸透させ、質の高い介護サービスを提供できるように教育・指導を行っております。しかしながら社員の不祥事等による何らかの理由で、社内・社外を問わず当社に対して不利益な情報や風評被害が有った場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②固定資産の減損リスクについて

当社は「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。介護施設等の新規開設時における固定資産の取得時において、社内の開設基準に基づいた評価プロセスを経て意思決定を行うとともに、開設後においてもその実績が計画どおりであるかをモニタリングし、減損に関するリスクの低減に努めております。

しかし今後、資産の利用状況及び資産から得られるキャッシュ・フローの状況等の悪化が継続し、減損処理が必要となった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③有利子負債について

当社は、新規の介護施設の開設に伴う設備投資資金等を金融機関からの借入により調達してまいりましたので、総資産に対する有利子負債残高の割合は2024年3月期78.2%、2025年3月期76.1%と高い水準で推移しております。また、今後、新規施設の開設に伴い有利子負債依存度が相対的に高い水準で推移していくことが予想されます。

このような状況の中、金融情勢の変化などにより、計画どおりに資金調達ができず計画的な施設の開設が困難となる場合や、市場金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④施設の賃貸借契約について

当社が運営する施設は、その大部分を賃借しており、施設ごとに家主との間で賃貸借契約を締結しております。賃貸借により投資リスクは抑制されるものの、一定期間は撤退の制約が課せられ、これに反した場合は中途解約による違約金等の支払いが生じます。また、土地及び建物の所有者である法人又は個人が破綻等の状況に陥り、継続的な使用や差入保証金の回収が困難となることがあります。

当社では、契約において条件設定とともに、施設の開設後も所有者とのコミュニケーションを密にして状況変化の兆しを初期の段階で捉えること等により、リスクの低減に努めておりますが、前述の状況となった際には、当社の経営成績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤リース会計基準改正の影響について

当社は、「④施設の賃貸借契約について」に記載の通り、当社が運営する施設は、その大部分を賃借しておりますが、賃貸借契約の内容を踏まえて一部をオペレーティング・リースとして処理していることから、これらについては貸借対照表に計上されておりません。

しかしながら、今後リース会計基準が改正され、オペレーティング・リースについても資産・負債を計上すること

になった場合には、建物・土地の使用権相当額が資産・負債として貸借対照表に計上されることとなります。

この変更に伴い、当社の自己資本比率が現状より低下するとともに、減損対象資産の増加により減損損失計算が必要となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥コンプライアンスについて

当社が営む介護サービス事業は介護保険法に基づき運営されるものであり、公共性の高い事業分野であることから、当社の社会的信用が企業価値に大きな影響を及ぼすものと認識しております。当社では、介護保険法に定められた運営基準や個人情報の保護、また経営理念や安全管理面を中心とするコンプライアンスの徹底による社会的信用の構築を図るため、「内部統制システム構築の基本方針」「法令遵守規程」に沿って、当社のすべての役職員が法令及び社内規程等の遵守の徹底に取り組んでおります。また、内部での不正を抑止、是正するために、当社では内部通報制度を整備、運用しております。しかし、このような施策を講じても関連する法令等への抵触や、利用者の尊厳を損なう様な不適切なサービスが発生した場合など、当社への社会的信用が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦大株主との関係について

当社の代表取締役社長である浦野幸子は、当社の大株主であり、親族と親族の資産管理会社である㈱手をたた幸の所有株式数を含めると、本書公開日現在で発行済株式総数の100.0%の議決権を所有しております。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。また、当社と致しましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同氏の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑧新規事業等への投資について

当社は、今後の高齢者市場拡大への対応として、介護保険外サービスに係る新規事業の開発及びM&A等に対して積極的に推進する方針です。当初の予測とは異なる状況が発生し、これらの展開が計画通りに進まない場合、投資を回収できず、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適當と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結

財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。) の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）上記（a）各号における再建計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合は、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はi からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当

に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議をする旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議をする旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑯ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに關わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表及び中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第25期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、945,724千円（前事業年度末残高は812,601千円）となり、前事業年度末に比べ133,123千円増加しました。その主な要因は、売上増加に伴い売掛金が59,711千円、現金及び預金が91,951千円増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、2,406,257千円（前事業年度末残高は2,469,736千円）となり、前事業年度末に比べ63,478千円減少しました。その主な要因は、建物が111,226千円減少した一方、リース資産が83,842千円増加したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、458,583千円（前事業年度末残高は421,663千円）となり、前事業年度末に比べ36,919千円増加しました。その主な要因は、短期リース債務が19,645千円、未払法人税等が17,542千円増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、2,608,478千円（前事業年度末残高は2,631,329千円）となり、前事業年度末に比べ22,850千円減少しました。その主な要因は、長期リース債務が64,376千円、繰延税金負債が8,432千円増加した一方、長期借入金が98,388千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、284,920千円（前事業年度末残高は229,345千円）となり、前事業年度末に比べ55,575千円増加しました。その要因は、当期純利益55,575千円の計上によるものであります。

第26期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、940,166千円（前事業年度末残高は945,724千円）となり、前事業年度末に比べ5,558千円減少しました。その主な要因は、現金及び預金が40,022千円減少し、売掛金が19,874千円、前払費用15,893千円増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、2,470,388千円（前事業年度末残高は2,406,257千円）となり、前事業年度末に比べ64,130千円増加しました。その主な要因は、新規開所に伴い建設仮勘定が124,250千円増加し、リース資産が8,950千円増加したこと等によるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、516,399千円（前事業年度末残高は458,583千円）となり、前事業年度末に比べ57,816千円増加しました。その主な要因は、短期借入金が40,000千円増加し、未払法人税等が21,395千円増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、2,528,077千円（前事業年度末残高は2,608,478千円）となり、前事業年度末に比べ80,401千円減少しました。その主な要因は、長期借入金が87,126千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、366,077千円（前事業年度末残高は284,920千円）となり、前事業年度末に比べ81,156千円増加しました。その要因は、中間純利益81,156千円の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります

(6) 運転資本

上場予定日（2026年3月5日）から12か月間の当社の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第25期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度の設備投資の総額は161,746千円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、設備投資総額には差入保証金を含めております。

リース資産（送迎用及び訪問車両リース82台）	142,334千円
------------------------	-----------

なお、当社は「介護サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載をしておりません。

第26期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間の設備投資の総額は54,010千円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、設備投資総額には差入保証金を含めております。

リース資産（送迎用及び訪問車両リース18台）	46,141千円
------------------------	----------

なお、当社は「介護サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載をしておりません。

2 【主要な設備の状況】

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具備品及 び運搬具	土地 (面積m ²)	リース資産	その他	合計	
デイホーム孫の手・ おやま (栃木県小山市)	通所介護 施設	213,313	3,665	— (—)	13,818	—	230,797	9(1)
デイホーム孫の手・ いせさき (群馬県伊勢崎市)	通所介護 施設	174,746	4,741	— (—)	18,419	—	197,907	11(1)
デイホーム孫の手・ さの (栃木県佐野市)	通所介護 施設	181,220	3,606	— (—)	8,528	—	193,355	10(1)
デイホーム孫の手・ 宮ひがし (栃木県宇都宮市)	通所介護 施設	163,793	5,283	— (—)	17,563	430	187,071	14(4)
ずっと孫の手・ おおた (群馬県太田市)	通所介護 施設	163,952	6,167	— (—)	12,837	—	182,956	7(—)
ずっと孫の手・ たかさき (群馬県高崎市)	通所介護 施設	161,387	4,739	— (—)	15,880	—	182,007	8(1)
サービス付き高齢者 向け住宅 人生の奥座敷孫の手 (群馬県太田市)	サービス 付き高齢 者向け住 宅	2,294	2,652	127,830 (6,239.81)	2,457	98	135,333	8(1)
デイホーム孫の手・ とちぎ (栃木県栃木市)	通所介護 施設	99,169	3,820	— (—)	11,087	378	114,455	10(5)
デイホーム孫の手・ 前橋南 (群馬県前橋市)	通所介護 施設	23,944	1,234	48,530 (1,967.00)	20,107	—	93,816	12(5)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内にて外数で記載しております。
3. デイホーム孫の手・前橋南、サービス付き高齢者向け住宅人生の奥座敷孫の手については自社所有地であります。その他は全て賃借しております。
4. 当社は介護サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
通所介護施設 (栃木県下野市)	建物及び構築物	247,026	129,675	借入金	2025年6月	2026年1月	受入定員最大50名

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 着手予定年月は、各年度での着手を予定しておりますが、月は未定であります。
3. 着手予定年月は、各年度での完成を予定しておりますが、月は未定であります。
4. 当社は介護サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	非上場	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年3月26日 (注)2	999,800	1,000,000	—	10,000	—	—

(注)1 過去5年間における資本金及び資本準備金の増減はございません。

(注)2 2023年3月26日付で普通株式1株を5,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は999,800株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	3	4	
所有株式数(単元)	—	—	—	350,000	—	—	650,000	1,000,000	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	35.0	—	—	65.0	100	

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当面は内部留保の充実を図り、事業規模の拡大や経営基盤の強化等に投資することが、企業価値の最大化と、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため現時点においては、配当を行っておりません。なお、当社は取締役会の決議によって、毎年9月末日を基準日として中間配当することができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性4名 女性2名(役員のうち女性の比率33.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	浦野 幸子	1969年12月12日	1991年4月 医療法人松尾会 松尾病院入職 1992年1月 医療法人陵泉会 北陵クリニック入職 1993年12月 医療法人恵愛会（現 医療法人社団東郷会）恵愛堂病院入職 1997年4月 医療法人寺内会（現 医療法人友朋会）ラポール・レイゾン入職 1998年4月 医療法人 日望会サンホープ笠懸入職 2001年2月 有限会社ハッピーラブハッピー（現 株式会社 孫の手）創業 代表取締役社長就任（現）		(注) 2	(注) 1	360,000
取締役	副社長	浦野 睦広 (注) 4	1968年5月18日	1989年4月 群馬トヨタ自動車株式会社入社 2005年10月 当社監査役就任 2006年11月 当社取締役副社長就任（現）		(注) 2	(注) 1	195,000
取締役	運営本部長兼施設管理部長	荻野 光代	1970年6月3日	1993年3月 太田福島総合病院入職 1998年9月 医療法人春香会入職 1999年5月 医療法人日望会 サンホープリハビリテーション病院入職 2006年9月 当社入社 2021年6月 当社取締役業務管理部長就任 2022年4月 当社取締役運営本部長就任 2023年11月 当社運営本部長 2025年6月 当社取締役運営本部長兼施設管理部長就任（現）		(注) 2	(注) 1	—
取締役	管理本部長兼財務経理部長	齋藤 陽太	1984年9月2日	2010年2月 あづさ監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）入所 2018年2月 齋藤会計事務所（現） 2021年6月 当社監査等委員就任 2022年7月 当社経理部長 2024年4月 当社管理部長 2025年6月 当社取締役管理本部長兼財務経理部長就任（現）		(注) 2	(注) 1	—
取締役	管理本部副部長兼総務部長	窪田 和英	1976年11月30日	1995年4月 株式会社八百半商店入社 2012年4月 株式会社ジャパンエコロジー入社 2015年4月 株式会社車のせんいち入社 2020年4月 パナソニック関東設備株式会社入社 2021年4月 当社入社 2023年4月 当社総務課長 2025年6月 当社取締役管理本部副部長兼総務部長就任（現）		(注) 2	(注) 1	—

監査役	—	中島 俊太朗	1980年2月7日	2014年12月 2017年9月 2021年6月 2023年11月	たかさき法律事務所入所 中島総合法律事務所（現） 当社監査等委員就任 当社監査役就任（現）	(注) 3	(注) 1	—
計								555,000

- (注) 1. 2025年3月期における役員報酬の総額は69,050千円を支給しております。
2. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役副社長浦野督広は、代表取締役社長浦野幸子の夫であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

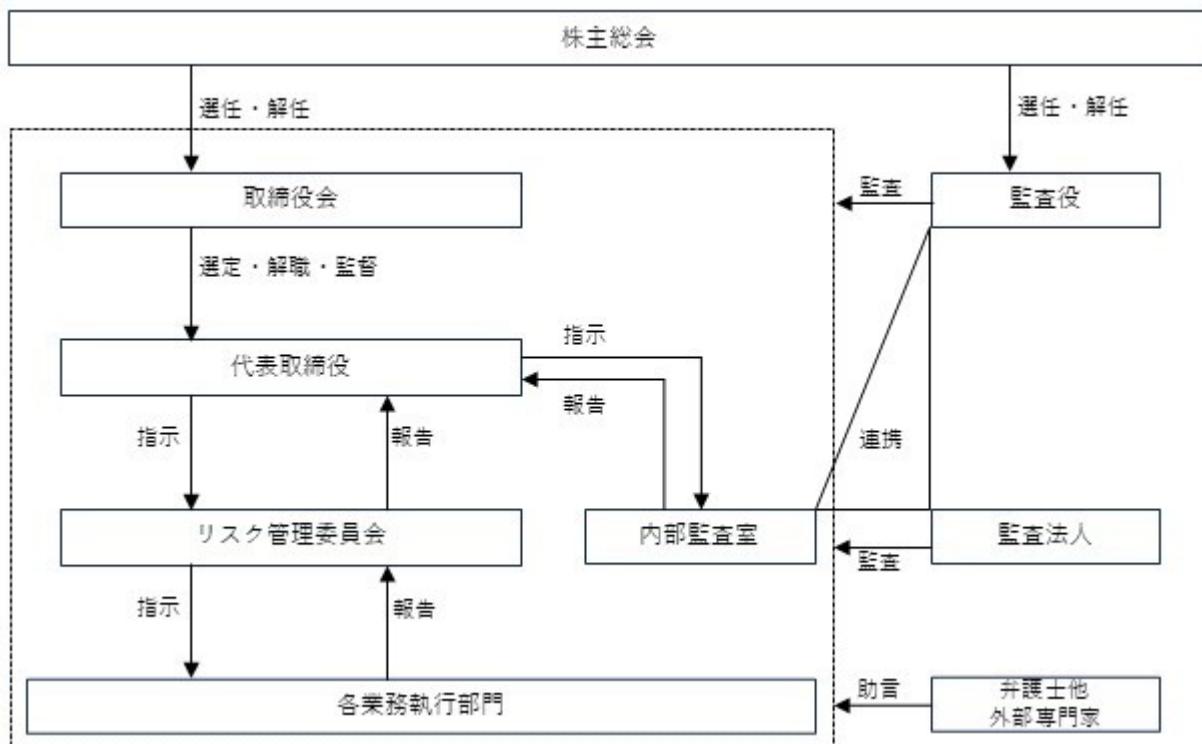
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の株主様、ご利用者様（ご家族を含む）、職員、お取引先様、地域社会等、様々なステークホルダーの信頼と期待に応え、その利益を継続的に確保するために必要となる企業経営の重要な仕組みであると考えております。

この考えに基づき、当社の主力事業である通所介護事業及び訪問看護事業においては、公的な保険制度から報酬を受ける立場にあり、一段の社会的責任を果たすために、法令遵守のもと、経営の透明性・公平性を向上させるための機能の拡充や、迅速かつ的確な経営判断、及び意思決定が可能な体制の構築等、コーポレート・ガバナンスの確立・充実に努めることが経営の重要な課題であると認識しております。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について



(イ) 取締役会

当社の取締役会は、取締役 5 名で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月 1 回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(ロ) 監査役

当社は監査役を設置しており、監査役 1 名で構成されております。

監査役は、監査役監査基準に準拠して取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

(ハ) 会計監査

当社は、興亜監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年3月期において監査を執行した公認会計士は柿原 佳孝氏、倉谷 祐治氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士との間には特別の利害関係はありません。

(ニ) 内部監査

当社の内部監査は内部監査室が主管部署として各部署の業務を監査しております。

内部監査担当者は翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成、当該計画に基づき、業務が会社の定める社内規程又はマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及び法令等が遵守されているか等について、全部署を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度代表取締役に報告されております。

内部監査の実施にあたって監査役と情報交換を隨時行い、連携しながら効果的かつ効率的な内部統制機能の充実に努めております。また、監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について共有しております。

内部監査室、監査役、監査法人、それぞれの監査の実効性や効率性を高めるため、三者が保有する情報の共有及び意見交換の機会を定期的に設けております。

(ホ) リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、取締役及び幹部職員で構成されており、当社を取り巻く様々なリスクに対して一元管理を行い、適切な対策を講じることにより、企業価値の損失の防止及び最小化を図ることを目的としております。

同委員会は、四半期に1回開催され、当社のリスクアセスメント及び対策の実行とともに、不測の事態の発生により会社全体での対応が必要となったときは、リスク管理委員会が社長を本部長とする対策本部として機能します。

③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、取締役会規程、組織権限規程、業務分掌規程等に基づき、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築するとともに、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や各業務に係る規程やマニュアル等を整備し、その適切な運用を行っています。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を整備しております。

⑤ 社外役員の状況

当社は、社外役員の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外役員を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外役員の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、当社は、社外役員の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮いたします。

⑥ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	68,450	68,450	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	600	600	—	—	1
計	69,050	69,050	—	—	3

⑦ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	12,850	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、業務の特性、監査時間を勘案して、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、興亜監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、興亜監査法人による期中レビューを受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	432, 106	524, 057
売掛金	344, 924	404, 635
原材料及び貯蔵品	4, 338	5, 975
前払費用	10, 663	10, 038
未収入金	1, 306	845
その他	19, 262	173
流動資産合計	<u>812, 601</u>	<u>945, 724</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※1 1, 690, 792	※1 1, 579, 566
構築物(純額)	191, 115	174, 746
車両運搬具(純額)	3, 339	5, 265
工具、器具及び備品(純額)	64, 304	42, 131
土地	※1 222, 490	※1 218, 360
リース資産(純額)	149, 641	234, 294
建設仮勘定	1, 694	5, 425
有形固定資産合計	<u>※2 2, 323, 379</u>	<u>※2 2, 259, 790</u>
無形固定資産		
借地権	4, 277	4, 277
商標権	281	1, 562
ソフトウエア	4, 750	1, 596
リース資産	11, 509	10, 698
その他	27	27
無形固定資産合計	<u>20, 846</u>	<u>18, 161</u>
投資その他の資産		
差入保証金	71, 750	71, 750
出資金	110	110
保険積立金	49, 847	54, 241
長期前払費用	-	1, 925
繰延税金資産	2, 496	-
その他	1, 306	277
投資その他の資産合計	<u>125, 510</u>	<u>128, 305</u>
固定資産合計	<u>2, 469, 736</u>	<u>2, 406, 257</u>
資産合計	<u>3, 282, 337</u>	<u>3, 351, 982</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14, 242	16, 376
1年内返済予定の長期借入金	※1 180, 059	※1 178, 388
リース債務	50, 026	69, 672
未払金	60, 464	41, 969
未払費用	55, 328	58, 637
未払法人税等	462	18, 004
前受金	292	275
預り金	7, 331	6, 852
賞与引当金	51, 477	66, 770
その他	1, 978	1, 636
流動負債合計	421, 663	458, 583
固定負債		
長期借入金	※1 2, 225, 100	※1 2, 126, 712
リース債務	112, 175	176, 552
繰延税金負債	-	8, 432
退職給付引当金	37, 804	39, 783
役員退職慰労引当金	186, 663	186, 663
資産除去債務	64, 236	64, 935
その他	5, 350	5, 400
固定負債合計	2, 631, 329	2, 608, 478
負債合計	3, 052, 992	3, 067, 061
純資産の部		
資本金	10, 000	10, 000
利益剰余金		
その他利益剰余金	219, 345	274, 920
特別償却準備金	74, 524	58, 447
繰越利益剰余金	144, 820	216, 472
利益剰余金合計	219, 345	274, 920
株主資本合計	229, 345	284, 920
純資産合計	229, 345	284, 920
負債純資産合計	3, 282, 337	3, 351, 982

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	484, 035
売掛金	424, 509
原材料及び貯蔵品	4, 888
前払費用	25, 931
未収入金	717
その他	82
流動資産合計	940, 166

固定資産

有形固定資産

建物(純額)	1, 523, 771
構築物(純額)	166, 823
車両運搬具(純額)	3, 840
工具、器具及び備品(純額)	34, 747
土地	218, 360
リース資産(純額)	244, 666
建設仮勘定	129, 675
有形固定資産合計	2, 321, 885

無形固定資産

借地権	4, 277
商標権	1, 654
ソフトウエア	455
リース資産	9, 276
その他	27
無形固定資産合計	15, 691

投資その他の資産

差入保証金	74, 750
出資金	110
保険積立金	55, 935
長期前払費用	1, 765
その他	251
投資その他の資産合計	132, 812
固定資産合計	2, 470, 388
資産合計	3, 410, 554

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	18,274
短期借入金	40,000
1年内返済予定の長期借入金	174,252
リース債務	70,438
未払金	45,724
未払費用	57,260
未払法人税等	39,400
前受金	278
預り金	7,868
賞与引当金	61,476
その他	1,424
流動負債合計	516,399

固定負債

長期借入金	2,039,586
リース債務	182,072
繰延税金負債	8,432
退職給付引当金	40,684
役員退職慰労引当金	186,663
資産除去債務	65,289
その他	5,350
固定負債合計	2,528,077

負債合計

純資産の部	
資本金	10,000
利益剰余金	356,077
株主資本合計	366,077
純資産合計	366,077
負債純資産合計	3,410,554

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年 4月 1日 至2024年 3月 31日)	当事業年度 (自2024年 4月 1日 至2025年 3月 31日)
売上高	※1 2,099,969	※1 2,390,184
売上原価	1,798,088	1,992,993
売上総利益	301,880	397,190
販売費及び一般管理費	※2 350,658	※2 317,468
営業利益又は営業損失 (△)	△48,777	79,721
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	209
助成金収入	9,381	7,519
貸借料収入	3,492	3,460
売電収入	4,878	4,489
雑収入	5,664	1,063
営業外収益合計	23,421	16,742
営業外費用		
支払利息	7,924	11,109
減価償却費	495	712
雑損失	76	100
営業外費用合計	8,496	11,922
経常利益又は経常損失 (△)	△33,852	84,541
特別損失		
減損損失	※3 6,249	-
資産除去債務履行差額	1,483	-
特別損失合計	7,733	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△41,586	84,541
法人税、住民税及び事業税	826	18,036
法人税等調整額	5,278	10,928
法人税等合計	6,104	28,964
当期純利益又は当期純損失 (△)	△47,691	55,575

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		1,252,957	69.7	1,396,093	70.0
II 経費	※1	545,131	30.3	606,900	30.0
売上原価		1,798,088	100.0	1,992,993	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度(千円) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度(千円) (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	184,086	210,003
給食費	116,621	138,601
賃借料	61,247	64,779
水道光熱費	46,538	59,400
燃料費	26,412	31,558
保険料	27,916	24,336
租税公課	16,070	14,571
消耗品費	27,170	17,564

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自2025年 4月 1日
 至2025年 9月 30日)

売上高	1,302,145
売上原価	1,037,431
売上総利益	264,713
販売費及び一般管理費	※1 153,346
営業利益	111,367
営業外収益	
受取利息及び配当金	824
助成金収入	10,080
貸借料収入	1,650
売電収入	2,456
雑収入	946
営業外収益合計	15,957
営業外費用	
支払利息	8,693
減価償却費	251
雑損失	16
営業外費用合計	8,961
経常利益	118,362
特別利益	
固定資産売却益	3,077
特別利益合計	3,077
特別損失	
固定資産除去損	752
特別損失合計	752
税引前中間純利益	120,687
法人税等	39,530
中間純利益	81,156

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金			利益剰余金合計					
	特別償却準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金						
当期首残高	10,000	47,834	219,202	267,036	227,036	277,036			
当期変動額									
特別償却準備金の積立	-	36,855	△36,855	-	-	-			
特別償却準備金の取崩	-	△10,166	10,166	-	-	-			
当期純損失 (△)	-		△47,691	△47,691	△47,691	△47,691			
当期変動額合計	-	26,689	△74,381	△47,691	△47,691	△47,691			
当期末残高	10,000	74,524	144,820	219,345	229,345	229,345			

当事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金			利益剰余金合計					
	特別償却準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金						
当期首残高	10,000	74,524	144,820	219,345	229,345	229,345			
当期変動額									
特別償却準備金の取崩	-	△16,077	16,077	-	-	-			
当期純利益	-	-	55,575	55,575	55,575	55,575			
当期変動額合計	-	△16,077	71,652	55,575	55,575	55,575			
当期末残高	10,000	58,447	216,472	274,920	284,920	284,920			

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△41,586	84,541
減価償却費	199,049	224,195
賞与引当金の増減額（△は減少）	326	15,292
退職給付引当金の増減額（△は減少）	12,364	1,978
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△1,572	-
受取利息及び受取配当金	△3	△209
資産除去債務利息費用	625	699
支払利息	7,924	11,109
減損損失	6,249	-
売上債権の増減額（△は増加）	△11,343	△59,711
棚卸資産の増減額（△は増加）	223	△1,636
前払費用の増減額（△は増加）	△2,982	1,931
仕入債務の増減額（△は減少）	1,035	2,134
未払金の増減額（△は減少）	25,108	△21,480
未払費用の増減額（△は減少）	7,215	3,308
預り金の増減額（△は減少）	489	△478
助成金収入	△9,381	△7,519
保険金収入	△1,807	△96
その他	347	1,027
小計	192,283	255,085
利息及び配当金の受取額	3	309
利息の支払額	△7,961	△12,416
助成金の収入	8,948	7,519
保険金の収入	1,807	96
法人税等の支払額	△27,747	△494
法人税等の還付額	240	18,646
営業活動によるキャッシュ・フロー	167,534	268,647
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期積金の払戻による収入	-	5,000
定期預金の預入れによる支出	△5,600	△6,300
有形固定資産の取得による支出	△387,164	△14,240
無形固定資産の取得による支出	△261	△1,367
有形固定資産の売却による収入	-	7,116
差入保証金の差入による支出	△6,000	-
保険積立金の積立による支出	△3,194	△4,393
その他投資の増減額（△は増加）	△100	△897
投資活動によるキャッシュ・フロー	△402,330	△15,082

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	478,400	80,000
長期借入金の返済による支出	△247,339	△180,059
リース債務の返済による支出	△39,733	△62,854
財務活動によるキャッシュ・フロー	191,327	△162,913
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△43,469	90,651
現金及び現金同等物の期首残高	374,573	331,104
現金及び現金同等物の期末残高	※1 331,104	※1 421,755

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 2025年4月 1日
 至 2025年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	120,687
減価償却費	114,515
賞与引当金の増減額(△は減少)	△5,293
退職給付引当金の増減額(△は減少)	901
受取利息及び受取配当金	△824
資産除去債務利息費用	353
支払利息	8,693
有形固定資産売却損益(△は益)	△3,077
有形固定資産除却損	752
売上債権の増減額(△は増加)	△19,874
棚卸資産の増減額(△は増加)	1,086
前払費用の増減額(△は増加)	△17,323
仕入債務の増減額(△は減少)	1,897
未払金の増減額(△は減少)	6,600
未払費用の増減額(△は減少)	△1,376
預り金の増減額(△は減少)	1,016
助成金収入	△10,080
保険金収入	△788
その他	△1,637
小計	196,227
利息及び配当金の受取額	698
利息の支払額	△8,570
助成金の収入	10,080
保険金の収入	716
法人税等の支払額	△18,135
営業活動によるキャッシュ・フロー	181,017
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期積金の払戻による収入	91,000
定期預金の預入れによる支出	△92,900
有形固定資産の取得による支出	△127,655
無形固定資産の取得による支出	△369
有形固定資産の売却による収入	3,384
差入保証金の差入による支出	△3,000
保険積立金の積立による支出	△1,694
その他投資の増減額(△は増加)	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△131,218

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	40,000
長期借入金の返済による支出	△91,262
リース債務の返済による支出	△40,460
財務活動によるキャッシュ・フロー	△91,722
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△41,923
現金及び現金同等物の期首残高	421,755
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 379,831

【注記事項】

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～34年

構築物 6年～30年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

介護サービスに係る収益は、顧客との介護契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該介護サービスを提供時に介護報酬の請求権が発生するものとして収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか

負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	1,126,056千円	1,063,695千円
土地	127,830	127,830
計	1,253,886千円	1,191,525千円

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
一年内返済予定の長期借入金	158,006千円	164,964千円
長期借入金	2,188,955	2,023,991
計	2,346,961千円	2,188,955千円

※2 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	1,535,456千円	1,742,494千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	97,679千円	69,050千円
給与手当	85,445	75,390
租税公課	38,633	37,035
減価償却費	14,467	13,478
支払報酬費	34,688	12,487
賞与引当金繰入額	7,215	9,243
退職給付費用	124	522
おおよその割合		
販売費	1.4%	0.7%
一般管理費	98.6%	99.3%

※3 減損損失

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は以下の資産において減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
群馬県みどり市	事業用資産	建物	6,249千円

当社は、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については、事業所移転の意思決定に伴い当初の投資回収見込額を下回ることとなつたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

また、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	432,106千円	524,057千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△101,002	△102,302
現金及び現金同等物	331,104千円	421,755千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、介護事業所における送迎用車両及び訪問看護用車両（車両運搬具）、事務用機器(工具器具備品)であります。
- ・無形固定資産 主として、介護事業所における請求管理システム(ソフトウェア)であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、運転資金および設備投資資金について、主として金融機関からの借入並びにリースにより調達しております。余剰資金については、安全性の高い金融資産である預金等で運用しております。デリバティブ取引等は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は主に国民健康保険団体連合会等公的機関に対する債権であるため、リスクは僅少であります。一方で、個人負担金は利用者に対する債権であり、これには利用者の信用リスクが存在しておりますが、1件あたりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。差入保証金は、主に事業所の賃貸借契約に基づく保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、公的機関に対する営業債権以外の営業債権について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収が懸念される債権を早期に把握することによってリスクを軽減しております。

資金運用については、主として短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定しております。また、売掛金、差入保証金は、債権管理ルールに沿ってリスク低減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額(※1) (千円)	時価(※1) (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	71,750	44,681	△27,069
資産計	71,750	44,681	△27,069
(2) リース債務(※2)	(162,202)	(162,202)	—
(3) 長期借入金(※2)	(2,405,159)	(2,413,574)	8,415
負債計	(2,567,361)	(2,575,777)	8,415

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年内返済予定額を含めております。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額(※1) (千円)	時価(※1) (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	71,750	40,259	△31,490
資産計	71,750	40,259	△31,490
(2) リース債務(※2)	(246,224)	(246,224)	—
(3) 長期借入金(※2)	(2,305,100)	(2,293,119)	△11,980
負債計	(2,551,324)	(2,539,344)	△11,980

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年内返済予定額を含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	432,106	—	—	—
売掛金	344,924	—	—	—
差入保証金	—	—	—	71,750
合計	777,030	—	—	71,750

(注) 債還予定額は、元本金額を記載しております。

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	516,957	7,100	—	—
売掛金	404,635	—	—	—
差入保証金	—	—	—	71,750
合計	921,592	7,100	—	71,750

(注) 債還予定額は、元本金額を記載しております。

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	180,059	178,388	174,252	171,765	169,968	1,530,727
リース債務	50,026	42,950	32,115	24,309	11,423	1,376
合計	230,085	221,338	206,367	196,074	181,391	1,532,103

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	178,388	174,252	181,285	181,392	178,016	1,411,767
リース債務	69,672	55,610	43,275	30,389	19,712	27,564
合計	248,060	229,862	224,560	211,781	197,728	1,439,331

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	—	44,681	—	44,681
資産計	—	44,681	—	44,681
(2) リース債務	—	(162,202)	—	(162,202)
(3) 長期借入金	—	(2,413,574)	—	(2,413,574)
負債計	—	(2,575,777)	—	(2,575,777)

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	—	40,259	—	40,259
資産計	—	40,259	—	40,259
(2) リース債務	—	(246,224)	—	(246,224)
(3) 長期借入金	—	(2,293,119)	—	(2,293,119)
負債計	—	(2,539,344)	—	(2,539,344)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 差入保証金

差入保証金については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) リース債務

リース債務については、利子込み法により算定していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映され、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、当社は前事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員数が増加したことにより、退職給付債務の金額の算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するためを行ったものであります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	一千円	37,804千円
勤務費用	—	6,347
利息費用	—	99
数理計算上の差異の発生額	—	△1,347
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付の支払額	—	△1,832
未払金への振替額	—	△2,635
簡便法から原則法への変更による振替額	28,321	—
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	9,482	—
退職給付債務の期末残高	37,804	38,435

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	25,440千円	一千円
退職給付費用	5,462	—
退職給付の支払額	△1,760	—
未払金への振替額	△820	—
簡便法から原則法への変更による振替額	△28,321	—
退職給付引当金の期末残高	—	—

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	37,804千円	38,435千円
未認識数理計算上の差異	—	1,347
貸借対照表に計上された負債	37,804	39,783
退職給付引当金	37,804	39,783
貸借対照表に計上された負債	37,804	39,783

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	一千円	6,347千円
利息費用	—	99
簡便法で計算した退職給付費用	5,462	—
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	9,482	—
確定給付制度に係る退職給付費用	14,944	6,447

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.264%	0.981%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	17,636千円	22,875千円
退職給付引当金	12,951	13,967
役員退職慰労引当金	63,950	65,537
資産除去債務	22,007	22,798
繰越欠損金（注）	27,704	—
その他	4,294	6,747
繰延税金資産小計	148,544千円	131,927千円
繰越欠損金の評価性引当額	—	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△87,577	△89,770
評価性引当額小計	△87,577	△89,770
繰延税金資産合計	60,967千円	42,157千円
 繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△19,632	△19,274
特別償却準備金	△38,837	△31,315
繰延税金負債合計	△58,470	△50,589
繰延税金資産（負債）純額	2,496千円	△8,432千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（※1）	—	—	—	—	—	27,704	27,704
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	27,704	(※2) 27,704

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金27,704千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産27,704千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため

注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.3%から35.1%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社、事業所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約の当初の契約期間である20年～30年と見積り、割引率は0.906%～1.274%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	52,803千円	64,236千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,462	—
時の経過による調整額	625	699
資産除去債務の履行による減少額	△654	—
期末残高	64,236千円	64,935千円

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、介護サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、介護サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、介護サービス事業の单一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えていたため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
群馬県国民健康保険団体連合会	1,185,166
栃木県国民健康保険団体連合会	483,762

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えていたため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
群馬県国民健康保険団体連合会	1,325,381
栃木県国民健康保険団体連合会	566,784

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は介護サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
1 株当たり純資産額	229円35銭	284円92銭
1 株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	△47円69銭	55円58銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△47,691	55,575
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△47,691	55,575
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年 3月 31日)	当事業年度 (2025年 3月 31日)
純資産の部の合計額(千円)	229,345	284,920
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	229,345	284,920
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,000,000	1,000,000

【注記事項】

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

役員報酬	42,012千円
給与手当	28,274
租税公課	19,997
減価償却費	4,439
支払報酬費	16,996
賞与引当金繰入額	3,023
退職給付費用	131

(中間株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(3) 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
現金及び預金	484,035千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△104,203
現金及び現金同等物	379,831千円

(金融商品関係)

当中間会計期間末（2025年9月30日）

金融商品の中間貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、介護サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、介護サービス事業の单一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えていため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
群馬県国民健康保険団体連合会	702,077
栃木県国民健康保険団体連合会	314,095

(注) 当社は单一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
1株当たり中間純利益	81円16銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益(千円)	81,156
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	81,156
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,860,687	3,658	-	2,864,345	1,284,790	114,897	1,579,566
構築物	333,871	-	-	333,871	159,125	16,369	174,746
車両運搬具	28,161	3,474	-	31,635	26,370	1,548	5,265
工具、器具及び備品	209,976	3,377	-	213,353	171,221	25,550	42,131
土地	222,490	-	4,130	218,360	-	-	218,360
リース資産	192,947	142,334	-	335,281	100,986	57,690	234,294
建設仮勘定	1,694	3,731	-	5,425	-	-	5,425
有形固定資産計	3,849,826	156,597	4,130	4,002,284	1,742,494	216,055	2,259,790
無形固定資産							
商標権	653	1,367	-	2,020	458	86	1,562
借地権	4,277	-	-	4,277	-	-	4,277
ソフトウェア	21,769	-	-	21,769	20,172	3,154	1,596
電話加入権	27	-	-	27	-	-	27
リース資産	23,322	3,781	-	27,103	16,404	4,592	10,698
無形固定資産計	50,048	5,149	-	55,197	37,034	7,833	18,161
長期前払費用	-	2,192	267	1,925	-	-	1,925

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	訪問看護オンライン請求システム導入工事（5事業所）	2,157千円
	デイホーム孫の手・前橋南エアコン設備	1,501千円
車両運搬具	車両 2 台	3,474千円
工具、器具及び備品	P C 11台	1,259千円
	給湯器 2 事業所	946千円
	セットエアコン 3 台	488千円
	75インチモニター 1 台	120千円
リース資産	車両リース82台	142,344千円
建設仮勘定	デイホーム孫の手・しもつけ	3,731千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	180,059	178,388	0.799	—
1年以内に返済予定のリース債務	50,026	69,672	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,225,100	2,126,712	0.800	2026年4月1日～ 2043年10月5日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	112,175	176,552	—	2026年4月1日～ 2032年3月31日
合計	2,567,361	2,551,324	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	174,252	181,285	181,392	178,016
リース債務	55,610	43,275	30,389	19,712

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	51,477	66,770	51,477	—	66,770
役員退職慰労引当金	186,663	—	—	—	186,663

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	8,779
預金	
普通預金	412,976
定期預金	2,002
定期積金	100,300
計	515,278
合計	524,057

② 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
国民健康保険団体連合会	328,239
社会保険診療報酬支払基金	9,195
利用者（個人）	66,809
各市町村	391
合計	404,635

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{2}{(A)+(D)}}{\frac{365}{(B)}}$
344,924	2,760,920	2,701,209	404,635	86.9	49.5

③ 貯蔵品

品名	金額(千円)
衛生用品	2,620
事務用品	1,081
食品	980
その他	1,294
合計	5,975

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
イートランド株式会社	13,801
関東メディカル株式会社	1,497
株式会社高崎山メモリアルパーク	305
リコージャパン株式会社	269
アイサービス株式会社	251
その他	253
合計	16,376

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://magonote-inc.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 1 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
浦野 幸子 ※1	群馬県みどり市	360,000	36.0
株式会社手をたた幸	群馬県みどり市笠懸町鹿4583番地8	350,000	35.0
浦野 睦広 ※2	群馬県みどり市	195,000	19.5
浦野 真凪 ※3	群馬県みどり市	95,000	9.5
計	—	1,000,000	100.0

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等（当社代表取締役社長） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者） 3 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等以内の血族）

2. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 株式会社手をたた幸は、当社代表取締役浦野幸子の資産管理会社であります。

独立監査人の監査報告書

2026年2月3日

株式会社孫の手
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

倉石祐治

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

道田哲史

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5号の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社孫の手の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社孫の手の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておら

ず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企

業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月3日

株式会社孫の手
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

倉治 裕治

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

道田 哲史

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社孫の手の2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社孫の手の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められ

る企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。